

を訪れる一つの契機を提供すべく、19年12月に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を設けることを決定した。この相談ウィークの期間中（12月10日から16日まで）に、都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会は共同で多重債務者向けの無料相談会を行うこととしている。

また、消費者が貸金業者等からの債務の返済に窮した場合の対応としては、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が必要であるが、その上で、自己破産・個人再生等の債務整理とあわせて多重債務問題解決のひとつの選択肢としてセーフ

ティネット貸付の提供についても検討が必要となる。こうした考え方の下、現在関係省庁において、

- ① 各地域において、「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組
- ② 既存の消費者向けセーフティネット貸付けの活用
- ③ 生活保護制度・最低賃金制度の適正な運用
- ④ 事業者向けのセーフティネット貸付等の活用

等に関する取組が進められている。

事例紹介15 地域の取組

岐阜県の多重債務問題への取組について

全国で200万人以上が深刻な悩みを抱えると言われる「多重債務」。借金苦などの経済的な理由からの自殺者も多く、多重債務は自殺予防を考える上で、避けて通れない問題といえるでしょう。実際、県の多重債務相談にも「死んだ方がまし」「自殺未遂をした」とおっしゃる相談者が訪れます。

従来、多重債務問題はごく個人的な問題と捉えられ、行政が積極的に関与することはありませんでした。しかし、多重債務問題は精神的に追い詰められた末の自殺や犯罪などの様々な問題に派生することも多く、地域住民の安全・安心の確保という観点から、自治体が自らの責務として取り組むべき課題と認識し、岐阜県は平成17年11月から、多重債務問題に取り組んできました。

岐阜県では主に県内7か所の消費生活相談窓口で相談に応じていますが、多くの相談需要に応えるため、平成18年1月より県弁護士会、県司法書士会と共同で無料相談会を開催しています。

・「多重債務110番」 偶数月第2土曜日に岐阜市で開催（電話、面接相談）

・「多重債務面接相談会」 奇数月平日に開催。県内6か所巡回方式

また、自治体は地域住民と接する様々な機会に恵まれており、相談窓口を訪れることなく一人で悩みを抱え込む人のサイン（租税公課の滞納や生活保護の申請など）に気づき、早期相談解決に導くといった役割も期待されているという認識から、平成19年1月に「岐阜県多重債務問題対策会議」を設置し、県関係部署が連携できる仕組みを整え、実際に相談者の紹介があったりと、協力関係が築かれています。19年8月末現在の構成員の所管は、次のとおりです。

【県税、自動車税、県営住宅、国民健康保険、高等学校授業料、私立学校授業料、学校給食費、貸金業監督、生活保護、生活福祉資金、精神保健、自殺対策、母子寡婦福祉資金、労働相談、青少年相談、消費生活相談】

このほか、「岐阜県多重債務問題検討会」では県弁護士会、県司法書士会等関係者との意見

交換も実施しています。

多重債務者のニーズに応えるためには、できるだけ多くの窓口で多重債務相談に対応していく必要があります。「相談者がどこに行っても同じアドバイスを得られる」ことは大変大切であり、今、全ての自治体に本格的な多重債務者対策が求められる理由はそこにあります。このため岐阜県では、平成19年2月と7月に県内の市町村職員向けの「多重債務問題実務担当者研修」を開催し、情報共有を図りました。

今後も、県・市町村双方で多重債務問題への取組が充実できるよう一層の努力をしていきたいと考えています。

(岐阜県環境生活部環境生活政策課)

事例紹介16 地域の取組

多重債務による自殺予防について ～奄美市の取組～

9年連続で年間3万人以上の方が自殺しています。そのうち、約4分の1は経済苦・生活苦による自殺で、主に40歳代・50歳代の働き盛りの男性が自ら命を絶っているのです。遺されたご遺族は一瞬のうちに路頭に迷い、自殺の原因探しをし、苦しみ続ける方も少なくありません。

現在、サラ金利用者は全国に約1,400万人いて、約230万人が多重債務に陥っています。そのうち約8割が相談窓口に至ることなく苦しんでいるといわれています。

昨年の改正貸金業法の成立により、新たな多重債務者の発生には歯止めがかけられますが、すでに多重債務に陥り、リスクの高い方たちが貸し剥がしにあい、苦しい生活を強いられることが予想されます。

このような方たちを早急に救済することが求められます。法的な債務整理は弁護士・司法書士のもとで行われますが、相談者にとって法律専門家は敷居が高く、費用の心配もあり、相談に行くには相当の勇気が要ります。そこで、市民にとって最も身近な行政主体である市・区・町村において「気軽に相談でき、且つ解決の期待が持てる相談窓口」を設置し、行政が法律専門家と連携を取ることが大事になってきます。

奄美市では、詳細な聞き取りを行った後、法律専門家に連絡し、相談日時を設定します。そして、債務整理以外に問題がある場合は、庁内各課と相談し問題解決のお手伝いをします。それは「多重債務者救済の最終目的は生活再建にある」という考えが基本にあるからです。

現在、奄美市には全国から相談が寄せられています。なかには、自殺未遂した方、何回も自殺を考えた方が多くいました。新聞を見て電話があった東京の相談者は「相談にのってくれなかったら、その晩自殺し保険金で清算するつもりでした」と言っていました。福岡の相談者は「本当に死ななくていいんですか」と涙を流しました。

多重債務は必ず整理できます。解決できることが原因で、自らの命を絶つことはありません。借金苦で自殺する方のほとんどが、生きたいと思っています。生きたいと思う方に寄り添い、理解し、励まし、早急に解決のレールに乗せることが大切です。

多重債務者・自殺者一人を救うことは家族ごと救うことに繋がり、行政にとって大事な市民サービスだと思っています。